相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区平岡八条四丁目一一番、最後の住所札幌市清田区平岡八条四丁目一一番二三号　被相続人　亡　阿波　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

事務所　札幌市中央区南四条西一一丁目サニー南四条ビル二階　新川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新川　生馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県塩竈市海岸通一〇七番地、最後の住所宮城県塩竈市旭町六番七―一四〇三号スペリア塩竈旭町　被相続人　亡　三浦　文弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

仙台市青葉区宮町三丁目八番一九号

相続財産管理人　手島　道夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市児玉町蛭川八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荻野　政夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

埼玉県本庄市児玉町蛭川一六四番地六

相続財産管理人　木村　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市横井四丁目五九八〇番地四、最後の住所静岡県島田市横井四丁目四番七号　被相続人　亡　榛葉　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

静岡県藤枝市瀬戸新屋一六〇番地の三

岩山雅一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩山　雅一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市大字嘉川四三七六番地一、最後の住所山口県吉敷郡阿知須町五〇四四番地の一白松苑　被相続人　亡　杉山　静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

山口県山口市黒川一〇八〇番地九

相続財産管理人　藤井　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市国分寺町新居一三八〇番地、最後の住所香川県高松市国分寺町新居一三八〇番地　被相続人　亡　善勝　一徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

香川県高松市内町一番六号井元ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小林　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区祇園町三八二番地、最後の住所福岡市南区井尻五丁目一一番一二一―一〇四号　被相続人　亡　永野　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番四号福岡舞鶴ビル六階　相続財産管理人　田中　里美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市牧志町一丁目七〇〇番地、最後の住所沖縄県那覇市字安里四四一番地

被相続人　亡　髙里　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

沖縄県那覇市久茂地一丁目二の二〇　OTV国和プラザ八〇五　弁護士法人那覇綜合

相続財産管理人　弁護士　野崎　聖子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十三年十二月十六日

一、墳墓等所在地　神奈川県川崎市川崎区宮前町六番三号

一、墳墓等の名称　妙遠寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、氏名小高家、水永家、宮脇家

一、改葬を行おうとする者　神奈川県川崎市川崎区宮前町六番三号　宗教法人妙遠寺　代表者　日野　純誠

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十三年十月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十三年十二月十六日

東京都千代田区永田町二丁目一四番三号

赤坂東急ビル一〇階

（株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン）

（株式会社ホライズン・ホテルズ）

（株式会社セントラル・ホテルズ）

パノラマ・ホテルズ・ワングループ確定給付企業年金　清算人　坪井　護

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年12月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社大成ハウジング　②愛知県知事(2)19353　③代表取締役　大西治樹　④名古屋市熱田区玉の井町12番13号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市熱田区玉の井町12番13号　株式会社大成ハウジング　代表取締役　大西治樹

①株式会社関西エステートサービス　②大阪府知事(1)055444　③代表取締役　久保丈喜　④大阪府大阪市東成区中道２丁目４番７号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東成区中道２丁目４番７号　株式会社関西エステートサービス　代表取締役　久保丈喜

①株式会社自宅　②大阪府知事(2)49314　③代表取締役　中島隆雄　④主たる事務所大阪府大阪市北区梅田１丁目１番３―60号、廃止した従たる事務所大阪府堺市北区中百舌鳥町２丁51番地　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区梅田１丁目１番３―60号　株式会社自宅　代表取締役　中島隆雄

①大直商事　②福岡県知事(10)4596　③大野直　④福岡県福岡市博多区住吉５丁目22番８号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市博多区住吉５丁目22番８号　大直商事　大野直